

平成 22 年度「主要な政策」に係る評価書要旨

政策名	政策6 地域主権型社会の確立に向けた地方財源の確保と地方財政の健全化	担当部局、課室名	自治財政局財政課 他 4課室	
基本目標	地域主権型社会の確立に向け、地方公共団体の安定的な財政運営に必要な地方財源を確保するとともに、地方財政の健全化を推進する。			
政策の概要	地方財政計画等の策定により、地方公共団体の安定的な財政運営に必要な地方財源を確保するとともに、地方公共団体財政健全化法の円滑な施行による地方公共団体及び地方公営企業等の財政健全化を推進する。 [予算額:64 百万円]			
	主な施策	概要 (主な事業の例)	予算額 (百万円)	担当課室
	地方財政計画等の策定	地方財政計画等の策定により、地方公共団体の安定的な財政運営に必要な地方財源を確保する。	15	財政課 交付税課 地方債課
	地方公共団体財政健全化法の円滑な施行 地方公営企業等の経営改革の推進	地方公共団体財政健全化法の円滑な施行により、地方公共団体及び地方公営企業等の財政健全化を推進する。	21 18	財務調査課 公営企業課
指標等の状況	指標等	19 年度	20 年度	21 年度
	地方財政計画の規模 (うち地方交付税)	83 兆 4,014 億円 (15 兆 4,061 億円)	82 兆 5,557 億円 (15 兆 8,202 億円)	82 兆 1,268 億円 (16 兆 8,935 億円)
	一般財源比率	68.4%	65.3%	63.0%
	地方債依存度	11.5%	14.3%	16.4%
	借入金残高	197 兆円	197 兆円	200 兆円
	地方債計画の規模	12 兆 4,776 億円	14 兆 1,844 億円	15 兆 8,976 億円
※参考となる指標の進捗状況については、それぞれ表題の年度の次年度の内容を記載している。				
政策の実施状況とその分析及び総合的な評価	<p>【政策の実施状況】</p> <p>平成 22 年度の地方財政計画においては、地方が自由に使える財源を増やすため、地方財源不足見込額について、地方財政の運営に支障が生じることのないよう、下記の措置を講じたところ。</p> <p>① 平成 22 年度単年度の措置として、平成 21 年度までと同様、財源不足のうち建設地方債(財源対策債)の増発等を除いた残余については国と地方が折半して補てんするルールを引き続き適用した。</p> <p>② これに基づき、平成 22 年度の財源不足見込額 18 兆 2,168 億円については、次により完全に補てんした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方交付税については、平成 20 年度分の精算による 6,596 億円の減額を繰り延べるほか、「地域活性化・雇用等臨時特例費」の創設による別枠の加算額 9,850 億円を含め、国の一般会計加算により 7 兆 6,291 億円を増額 ・ 平成 22 年度に予定されていた交付税特別会計借入金の償還 7,812 億円を後年度へ繰り延べるとともに、交付税特別会計剰余金 3,700 億円を活用 ・ 臨時財政対策債を 7 兆 7,069 億円発行 ・ 建設地方債(財源対策債)を 1 兆 700 億円増発 <p>③ 上記の結果、平成 22 年度の地方交付税については、11 年ぶりに 1.1 兆円の増額となる 16.9 兆円を確保し、臨時財政対策債をあわせた実質的な地方交付税を 24.6 兆円確保した。</p> <p>また、地方公共団体財政健全化法に基づき、平成 20 年度決算に基づく財政指標が一定の水準以上の団体については、財政健全化計画(21 団体)や財政再生計画(1 団体)、地方</p>			

	<p>公営企業の経営健全化計画(42 団体・53 会計)(以下「財政健全化計画等」という。)が策定された。</p> <p>【政策の実施状況の分析】</p> <p>地方財源の確保については、平成 22 年度においては、地方税、地方譲与税、地方交付税、臨時財政対策債等をあわせた一般財源総額を、59.4 兆円(対前年度比+0.6%)確保しており、景気の低迷等により地方税や地方交付税の原資となる国税 5 税が大幅に減少する中で、地方公共団体の安定的な財政運営に必要な地方財源を確保することができたことから、政策の有効性が認められる。</p> <p>地方財政の健全化については、地方公共団体財政健全化法に基づき全ての団体が平成 20 年度決算に基づく財政指標の公表等を行い、財政指標が一定の水準以上の団体については、財政健全化計画等が策定され、早期健全化に向けた取組が進展し、地方公共団体及び地方公営企業等の運営の効率化が促進されたことなどから、有効性及び効率性が認められる。</p> <p>【総括的な評価】</p> <p>地方財源の確保については、地域に必要なサービスを確実に提供できるよう、地方財政の所要の財源を確保することで、住民生活の安心と安全を守るとともに地方経済を支え、地域の活力を回復させていくという基本理念に基づいて、平成 22 年度の地方財政計画を作成した結果、地方交付税を 11 年ぶりに 1.1 兆円増額し、16.9 兆円を確保するなどにより、地方公共団体の安定的な財政運営に必要な地方財源を確保することができた。</p> <p>地方財政の健全化については、地方公共団体財政健全化法に基づき、全ての団体が平成 20 年度決算に基づく財政指標の公表等を行い、財政指標が一定の水準以上の団体は、財政健全化計画等を策定することにより、早期健全化に向けた取組が進展した。</p>
<p>行政事業レビューとの関連</p>	<p>本政策の推進に必要な経費(21 年度 64 百万円)については、行政事業レビューの対象とされ、更なる見直し、改善が必要とされた。</p>
<p>今後の課題と取組の反映の方向性</p>	<p>地方財源の確保については、「財政運営戦略」を踏まえ、交付団体始め地方の安定的な財政運営に必要な地方交付税等の一般財源の総額について、実質的に平成 22 年度の水準を下回らないよう確保する。</p> <p>地方財政の健全化については、「財政運営戦略」を踏まえ、地方の行財政改革に積極的に取り組むとともに、国・地方が一丸になって「新成長戦略」を推進し、「強い経済」を実現することによる税収増で、財政の健全化、「強い財政」を実現していく。あわせて、地方公共団体財政健全化法に基づく財政指標が一定水準以上の団体について、財政健全化計画等の作成を支援する等により、地方公共団体及び地方公営企業等の財政健全化を推進する。</p>
<p>その他関連データ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度地方財政の状況(地方財政白書) http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/hakusyo/chiyou/22data/index.html ・平成22年度地方財政計画 http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/02zaisei02_000026.html ・地方財政関係資料 http://www.soumu.go.jp/iken/11534.html ・地方財政の借入金残高の状況 http://www.soumu.go.jp/main_content/000020157.pdf ・平成22年度地方債計画 http://www.soumu.go.jp/iken/23254_1.html

平成22年度主要な政策に係る評価書

政策所管（政策評価担当）自治財政局財政課

評 価 年 月 平成22年8月

1 主要な政策の概要

（政策名）

政策6 地域主権型社会の確立に向けた地方財源の確保と地方財政の健全化

（政策の基本目標）

地域主権型社会の確立に向け、地方公共団体の安定的な財政運営に必要な地方財源を確保するとともに、地方財政の健全化を推進する。

（政策の概要）

地方財政計画等の策定により、地方公共団体の安定的な財政運営に必要な地方財源を確保するとともに、地方公共団体財政健全化法の円滑な施行による地方公共団体及び地方公営企業等の財政健全化を推進する。

主な施策	概要 （主な事業の例）	予算額 （百万円）	担当課室	関連する 政府方針等
地方財政計画等の策定	地方財政計画等の策定により、地方公共団体の安定的な財政運営に必要な地方財源を確保する。	15	財政課 交付税課 地方債課	予算編成の基本方針
地方公共団体財政健全化法の円滑な施行	地方公共団体財政健全化法の円滑な施行により、地方公共団体及び地方公営企業等の財政健全化を推進する。	21	財務調査課	
地方公営企業等の経営改革の推進		18	公営企業課	

（平成21年度予算額）

【一般会計】

地方財政制度の整備に必要な経費:64百万円

2 政策実施の環境

(1) 政策をとりまく最近の情勢

個人所得の大幅な減少や企業収益の急激な悪化等により、地方税や地方交付税の原資となる国税5税が落ち込む一方で、公債費が高い水準で推移することや社会保障関係経費の自然増等により、地方財政は平成22年度には18.2兆円の財源不足となり、地方財政計画の約22.2%に達する規模となっている。

(2) 関係する内閣の重要方針（主なもの）

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
予算編成の基本方針	平成21年12月15日	2. 予算編成の基本理念 ——既存の「官」のあり方を問い直す (4)「地域主権」 「地域のことは、地域で決める」、地域主権の確立に向けた制度改革に取り組むとともに、地域に必要なサービスを確実に提供できるよう、地方財政の所要の財源を確保することで、住民生活の安心と安全を守るとともに地方経済を支え、地域の活力を回復させていく。等

3 政策の実施状況

<参考指標等の状況>

指標等	分析の視点	19年度	20年度	21年度
地方財政計画の規模（うち地方交付税）	地方公共団体が行う事務・事業の実施に必要な財源が確保されているか。	83兆4,014億円 (15兆4,061億円)	82兆5,557億円 (15兆8,202億円)	82兆1,268億円 (16兆8,935億円)
一般財源比率	安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額が確保されているか。	68.4%	65.3%	63.0%
地方債依存度	歳入総額に占める地方債の割合は適正か。	11.5%	14.3%	16.4%
借入金残高	借入金残高は適正か。	197兆円	197兆円	200兆円
地方債計画の規模	地方債計画における所要の地方債資金が確保されているか。	12兆4,776億円	14兆1,844億円	15兆8,976億円
平成22年度地方財政計画策定のために実施した地方財政対策	地方公共団体の安定的な財政運営に必要な地方財源を確保するため、地方の財源不足額について、適切な補てん措置を講じているか。	平成22年度においては、地方が自由に使える財源を増やすため地方交付税を1兆733億円増額した上で、国と地方が折半して財源不足を補てんするルールを引き続き適用して、18兆2,168億円の財源不足を補てんした。		
健全化判断比率の状況	健全化判断比率等の状況を踏まえ、地方公共団体及び地方公営企業等の財政健全化が促進されているか。	地方公共団体財政健全化法に基づき全ての団体が平成20年度決算に基づく財政指標の公表を行い、財政指標が一定の水準以上の団体については、財政健全化計画等が策定された。 【平成21年度末現在の財政健全化計画等の策定団体】 1. 財政健全化計画 21団体 2. 財政再生計画 1団体 3. 経営健全化計画 42団体（53会計）		

＜平成 21 年度における政策の実施状況＞

平成 22 年度の地方財政計画においては、地方が自由に使える財源を増やすため、地方財源不足見込額について、地方財政の運営に支障が生じることのないよう、下記の措置を講じたところ。

- ① 平成 22 年度単年度の措置として、平成 21 年度までと同様、財源不足のうち建設地方債（財源対策債）の増発等を除いた残余については国と地方が折半して補てんするルールを引き続き適用した。
- ② これに基づき、平成 22 年度の財源不足見込額 18 兆 2,168 億円については、次により完全に補てんした。
 - ・ 地方交付税については、平成 20 年度分の精算による 6,596 億円の減額を繰り延べるほか、「地域活性化・雇用等臨時特例費」の創設による別枠の加算額 9,850 億円を含め、国の一般会計加算により 7 兆 6,291 億円を増額
 - ・ 平成 22 年度に予定されていた交付税特別会計借入金償還 7,812 億円を後年度へ繰り延べるとともに、交付税特別会計剰余金 3,700 億円を活用
 - ・ 臨時財政対策債を 7 兆 7,069 億円発行
 - ・ 建設地方債（財源対策債）を 1 兆 700 億円増発
- ③ 上記の結果、平成 22 年度の地方交付税については、11 年ぶりに 1.1 兆円の増額となる 16.9 兆円を確保し、臨時財政対策債をあわせた実質的な地方交付税を 24.6 兆円確保した。

また、地方公共団体財政健全化法に基づき、平成 20 年度決算に基づく財政指標が一定の水準以上の団体については、財政健全化計画（21 団体）や財政再生計画（1 団体）、地方公営企業の経営健全化計画（42 団体・53 会計）（以下「財政健全化計画等」という。）が策定された。

4 政策の実施状況の分析及び総括的な評価

（1）政策の実施状況の分析

地方財源の確保については、平成 22 年度においては、地方税、地方譲与税、地方交付税、臨時財政対策債等をあわせた一般財源総額を、59.4 兆円（対前年度比+0.6%）確保しており、景気の低迷等により地方税や地方交付税の原資となる国税 5 税が大幅に減少する中で、地方公共団体の安定的な財政運営に必要な地方財源を確保することができたことから、政策の有効性が認められる。

地方財政の健全化については、地方公共団体財政健全化法に基づき全ての団体が平成 20 年度決算に基づく財政指標の公表等を行い、財政指標が一定の水準以上の団体については、財政健全化計画等が策定され、早期健全化に向けた取組が進展し、地方公共団体及び地方公営企業等の運営の効率化が促進されたことなどから、有効性及び効率性が認められる。

（2）総括的な評価

地方財源の確保については、地域に必要なサービスを確実に提供できるよう、地方財政の所要の財源を確保することで、住民生活の安心と安全を守るとともに地方経済を支え、地域の活力を回復させていくという基本理念に基づいて、平成 22 年度の地方財政計画を作成した結果、地方交付税を 11 年ぶりに 1.1 兆円増額し、16.9 兆円を確保するなどにより、地方公共団体の安定的な財政運営に必要な地方財源を確保することができた。

地方財政の健全化については、地方公共団体財政健全化法に基づき、全ての団体が平成 20 年度決算に基づく財政指標の公表等を行い、財政指標が一定の水準以上の団体は、財政健全化計画等を策定することにより、早期健全化に向けた取組が進展した。

5 今後の課題と取組の方向性

(1) 個別施策・事業の課題と取組の方向性

① 地方財源の確保

地方財源の確保については、「財政運営戦略」を踏まえ、交付団体始め地方の安定的な財政運営に必要となる地方交付税等の一般財源の総額について、実質的に平成 22 年度の水準を下回らないよう確保するよう取り組む。

	方向性の内容	
予算要求	○	取組を継続
制度	○	地方公共団体の安定的な財政運営に必要となる地方財源を確保するため、地方の財源不足額について、適切な補てん措置を講じる。
実施体制	○	従前のおり

② 地方財政の健全化

地方財政の健全化については、「財政運営戦略」を踏まえ、地方の行財政改革に積極的に取り組むとともに、国・地方が一丸になって「新成長戦略」を推進し、「強い経済」を実現することによる税収増で、財政の健全化、「強い財政」を実現していく。あわせて、地方公共団体財政健全化法に基づく財政指標が一定水準以上の団体について、財政健全化計画等の作成を支援する等により、地方公共団体及び地方公営企業等の財政健全化を推進する。

	方向性の内容	
予算要求	○	取組を継続
制度	○	健全化判断比率等の状況を踏まえ、地方公共団体及び地方公営企業等の財政健全化を促進する。
実施体制	○	従前のおり

(2) 政策全体の課題と取組の方向性

「財政運営戦略」を踏まえ、交付団体始め地方の安定的な財政運営に必要となる地方交付税等の一般財源の総額について、実質的に平成 22 年度の水準を下回らないよう確保するとともに、地方の行財政改革に積極的に取り組み、国・地方が一丸になって「新成長戦略」を推進し、「強い経済」を実現することによる税収増で、財政の健全化、「強い財政」を実現していく。

6 学識経験を有する者の知見の活用

平成 22 年度の地方財政計画の策定等に当たっては、地方財政審議会（神野直彦会長）の意見を

聞いたところである。

7 評価を行う過程において使用した資料

- ・平成22年度地方財政の状況（地方財政白書）
http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/hakusyo/chihou/22data/index.html
- ・平成22年度地方財政計画
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/02zaisei02_000026.html
- ・地方財政関係資料
<http://www.soumu.go.jp/iken/11534.html>
- ・地方財政の借入金残高の状況
http://www.soumu.go.jp/main_content/000020157.pdf
- ・平成22年度地方債計画
http://www.soumu.go.jp/iken/23254_1.html